

平成27年度評価に係る評価方法、審議経過等について

1. 評価制度

国立大学法人法第31条の2及び第31条の3に基づき、法人の各事業年度における業務の実績について、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領（平成22年6月28日国立大学法人評価委員会決定）」に従い、国立大学法人評価委員会が評価を行っている。

2. 評価方法

各法人から提出された実績報告書等を調査・分析するとともに、学長・機構長等からのヒアリング、財務諸表や役職員の給与水準等の分析も踏まえながら評価を行っている。

①全体評価

- ・当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価を行っている。
- ・「戦略性が高く意欲的な目標・計画」を定めて、積極的に取り組んでいる法人については、その取組状況を記述している。
- ・「改革加速期間（平成25年度～27年度）」における各法人の機能強化に向けた取組状況について、記述している。

②項目別評価（6項目）

- ①業務運営の改善及び効率化
- ②財務内容の改善
- ③自己点検・評価及び情報提供
- ④その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理、法令遵守）
- ⑤産業競争力強化法の規定による出資等
- ⑥教育研究等の質の向上

①～⑤については、各法人が行った自己点検・評価の検証を行い、以下の5段階により進捗状況を示している。

【評定（5段階）】

- 【5】中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある
- 【4】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
- 【3】中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる
- 【2】中期計画の達成のためにはやや遅れている
- 【1】中期計画の達成のためには重大な改善事項がある

※これらの評定は、各法人が設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間を相対比較する趣旨ではないことに十分留意する必要がある。

特筆（注目）すべき点や遅れている点、課題となっている点等にコメントを付している。

⑥については、全体的な状況を確認し、注目すべき点にコメントを付している。

3. 評価体制

国立大学法人評価委員会（委員長：北山禎介、三井住友銀行取締役会長）の下に、以下の組織を置いて、調査・分析を行っている。

○国立大学法人分科会

- ・評価基本チーム（法人の規模や特性に応じて8チーム設置）
- ・共同利用・共同研究拠点評価専門チーム
- ・附属病院評価専門チーム

○大学共同利用機関法人分科会

○官民イノベーションプログラム部会

なお、このほか、国立大学法人分科会の下に指定国立大学法人部会を新たに設置しており、指定国立大学法人に関する審議が行われる予定。

4. 審議経過

平成28年

- | | |
|-----------------|--|
| 6月30日まで | 各法人から実績報告書等の提出 |
| 7月1日～ | 国立大学法人分科会評価基本チーム、大学共同利用機関法人分科会において実績報告書等の調査・分析 |
| 8月2日
～9月6日 | 各法人から業務の実績についてヒアリング（国立大学法人） |
| 8月24日
～9月23日 | 〃（大学共同利用機関法人） |
| 9月15日
～10月5日 | 国立大学法人分科会評価基本チーム会議において評価結果原案の検討 |
| 10月13日 | 国立大学法人分科会において評価結果原案の審議
（意見申立の機会：10月13日～26日） |
| 10月20日 | 大学共同利用機関法人分科会において評価結果原案の審議
（意見申立の機会：10月24日～31日） |
| 11月15日 | 国立大学法人評価委員会総会において評価結果案の審議・決定 |